

第 27 号議案

神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例の件

神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、神戸市（以下「市」という。）が兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対して有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の円滑な事業の再生及び債務の整理の促進を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）第 20 条第 4 項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 保証協会が信用保証協会法第 8 条第 1 項に規定する業務方法書に従い中小企業者等が受ける融資に係る債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を保証協会が履行することにより中小企業者等に対して取得する債権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 保証協会が実施する求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額をその対価としてする譲渡をいう。）をいう。
- (4) 損失補償契約 市又は兵庫県（以下「県」という。）と保証協会との間で締結される契約であって、次に掲げる事項を定めたものをいう。

ア 保証協会が中小企業者等に対して有する求償権（保証協会がイの規定に基づいて補償の対象とされた保証債務を履行したことにより、中小企業者等に対して取得するものに限る。以下アにおいて同じ。）に基づいて当該中小企業者等から受けた支払い（以下「回収金」という。）の金額が当該

求償権の額に満たない場合又は保証協会が中小企業者等に対して求償権を行使しても当該中小企業者等から支払いがなかった場合に、市又は県が保証協会に対して、その全部又は一部を補償すること

イ 補償の対象となる保証債務

ウ 保証協会が市又は県から保証債務の補償を受けた場合において、保証協会が回収金を取得したときは、保証協会が当該回収金に相当する額を補償した市又は県に納付すること。

(5) 回収納付金 前号ウの規定に基づき、保証協会が市又は県に納付しなければならない金銭をいう。

(6) 負担金に関する協定 県中小企業融資制度（県が金融機関及び保証協会の協力のもと、県内の中小企業者等の経営の安定と発展を図るために設けている融資制度をいう。）の実施のために、県が締結した損失補償契約に基づいて県が保証協会に支払うこととなる損失補償金のうち、市がその一部を負担することを定めた協定をいう。

（回収納付金を受け取る権利の放棄）

第3条 保証協会は、市と締結した損失補償契約の対象となる保証債務及び負担金に関する協定の対象となる保証債務の履行によって取得する求償権について、当該求償権の放棄等を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る求償権の放棄等が次の各号のいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の円滑な事業の再生の促進又は債務の整理の促進により、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。この場合において、市長は、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

(1) 投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合であって、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第140条第1号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資を受けたものをいう。）の支援を受け

て策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画

- (2) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (3) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第2条第3項に規定する特定調停（同法第17条第1項の規定による調停条項を定めたものを除く。）又は同法第20条において準用する民事調停法（昭和26年法律第222号）第17条の決定に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画
- (4) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する再生支援決定を受けた中小企業者等の事業の再生に関する計画又は同法第32条の2第3項に規定する特定支援決定を受けた中小企業者等の事業の再生に関する計画若しくは債務の弁済に関する計画
- (5) 産業競争力強化法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (6) 産業競争力強化法第134条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号の指導又は助言（同法第135条第5項の規定により決定された事項又は同項に規定する専門的な助言に基づくものに限る。）を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (7) 産業競争力強化法第140条第2号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う同法第134条第2項第1号の指導又は助言を受けて策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画
- (8) 前各号に定めるもののほか、中小企業者等の事業の再生又は債務の弁済に関する計画であって規則で定めるもの
(市会への報告)

第4条 市長は、前条第2項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを市会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

地域経済の振興に資するために市が保証協会に対して有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めるに当たり、条例を制定する必要があるため。